

平成24年6月22日
中小企業庁取引課

官公需法に基づく
「中小企業者に関する国等の契約の方針」に、
外注が必要な元請事業者等に対する周知
を新たに盛り込みました。

元請事業者等へのお願い

外注事業をお持ちの方へのお願いです。

外注事業を実施される際は、

- 地域の中小企業の地域精通度などを
評価して活用しましょう！
- 外注先の適正な人件費の確保などを
心がけましょう！
- 書面により作業内容・期間、人件費などの
明確化を図りましょう！